［退職後の健康保険について］

りそな健康保険組合
TEL：06-6268-1987

りそな健康保険組合の加入事業所を退職される際、「健康保険組合の手続はどうすればよいか」をご案内します。

なお、40歳以上の方は原則として全員が介護保険の加入者であり、うち64歳までの方は新しく加入されるそれぞれの健康保険が保険料支払の窓口となります。65歳以上の方の窓口は市町村です。

１．退職日の翌日に資格喪失

退職すると、当組合の被保険者資格を失います。

（１） 資格喪失日は退職日の翌日です。（土・日・祝日に関係なく、暦日ベース）

たとえば

退職日	資格喪失日
3月30日	3月31日
3月31日	4月 1日

※ 退職日が月末の場合は、資格喪失日が翌月1日となりますのでご注意ください。

（２） 保険料は資格喪失日の前月分まで収める必要があります。
手続については各事業所にご確認ください。

保険料は１ヶ月遅れで給与天引されていますので、

- 退職日が月末の場合　　：２ヶ月分（退職月分と前月分）の保険料の納付が必要です。
- 退職日が月末以外の場合 ：１ヶ月分（前月分）の保険料の納付が必要です。

（３） **資格確認書が発行されている場合は事業所経由で当組合へご返却ください。**

- **資格喪失日以降は今までの資格確認書は使えません。**
- もし、資格喪失後の受診に基づく請求が医療機関からあった場合は、その金額をご本人にご負担いただきますのでご注意ください。

（４） 資格喪失の手続の窓口は事業所（総務係等）です。

2．退職後の健康保険制度

下記のいずれに該当するかご確認いただき、お手続きください。

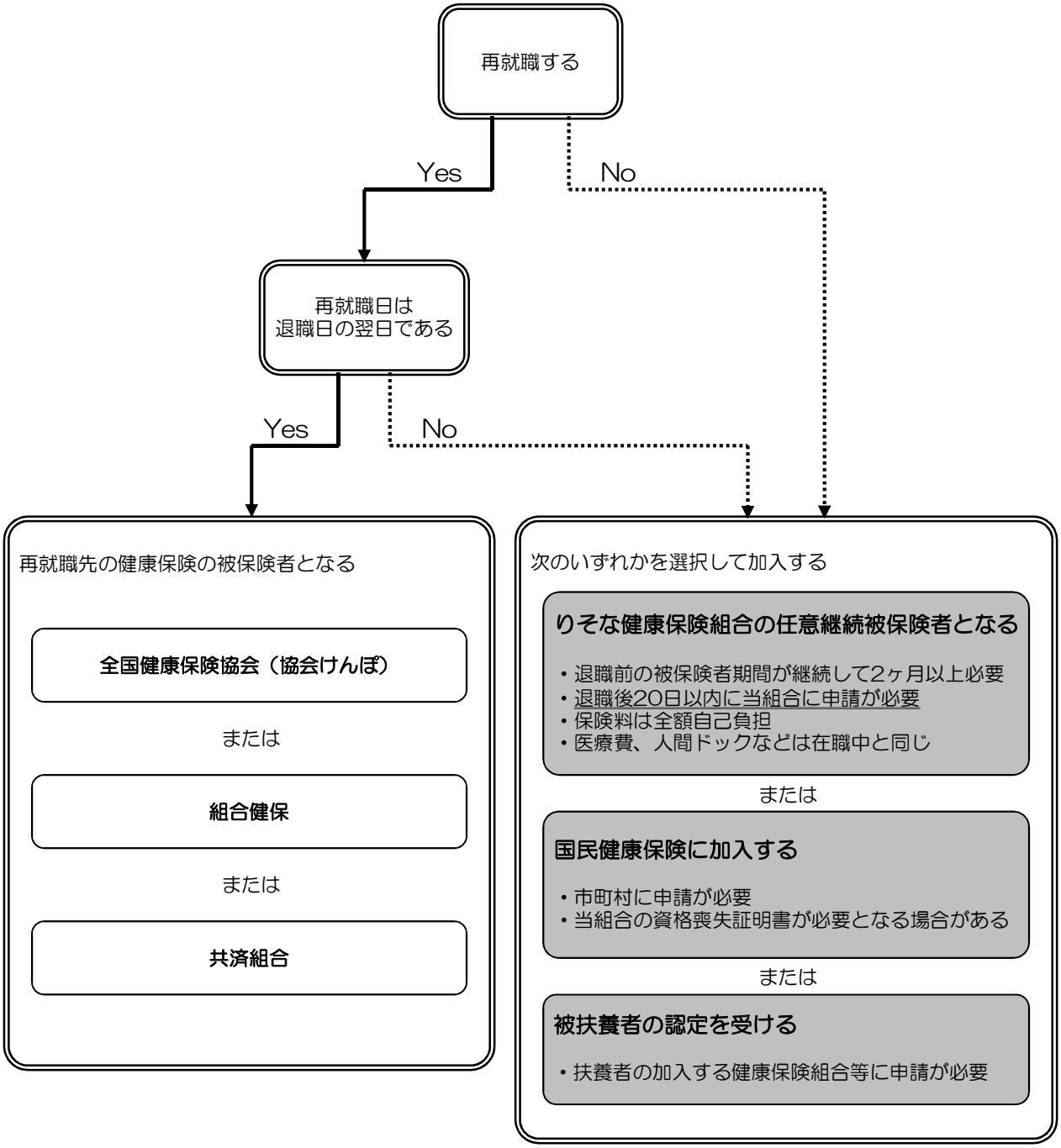

３．その他の留意事項

（１） 任意継続被保険者が資格を失う時期

- ２年を経過したとき（退職日の翌日の２年後の応当日）
- 納付期限（初回は当組合指定日、２回目以降は毎月10日（休日の場合は翌日））までに保険料を納付しなかったとき
- 新たに勤務を開始し健康保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等）の被保険者となったとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- 死亡したとき
- 任意継続の脱退届を提出したとき（脱退届受理日の翌月１日に資格喪失）

（２） 任意継続被保険者の保険料月額の目安

2026年4月～2027年3月まで

退職時の標準報酬月額	健康保険料	介護保険料（40～64歳）	子ども・子育て支援金
410千円以上の方	39,360	6,560	943
410千円未満の方	標準報酬月額の9.6%	標準報酬月額の1.6%	標準報酬月額の0.23%

納付方法	納付期日
毎月払い	10日
半年払い	３月末・９月末
年払	３月末

★ 毎月払いは口座振替（手数料免除）が便利です。任意継続被保険者資格取得申請書とともに所定の口座振替依頼書をご提出ください。
口座振替の停止を希望する場合は、停止月の前月20日までに当組合にご連絡ください。

（３） 退職後も受けられるその他の給付

- 退職前の在職期間が１年以上あれば、退職後（又は任意継続期間終了後）６ヶ月以内に出産した場合は申請により出産育児一時金が支給されます。（家族出産育児一時金は該当しません。）なお、出産時に夫の健康保険の被扶養者となっているときは、夫の健康保険から家族出産育児一時金を受給することを選択することも可能です。夫の健康保険によってはさらに補助金（付加金）が支給され、有利な場合もありますので先方にご確認ください。ただし、出産育児一時金と家族出産育児一時金をともに請求することはできません。
- 出産手当金については退職後の請求ができません。出産時に任意継続被保険者の資格がある方も請求できません。
- 退職前の在職期間が１年以上あれば、退職時受給中の傷病手当金、出産手当金は引続き支給されます。
- 退職後（任意継続期間終了後）３ヶ月以内の死亡の場合は埋葬料が支給されます。
  （退職後に加入する健康保険から受給することを選択することもできます。）

（４） 任意継続保険料の還付について

- 払い済み保険料のうち、任意継続被保険者資格を喪失した月以降の保険料は還付します。
  ただし、当健保の任意継続被保険者資格を取得された月と同じ月に喪失した場合は、その月分の保険料は還付されません。

【各種健康保険制度の概要】

2026年４月現在

<table>
<tr><th></th><th>医療給付の
自己負担割合</th><th>付加給付
の有無</th><th>保　険　料
【負担割合】</th><th>手　　続　　等</th></tr>
<tr><td>全国健康保険協会
（協会けんぽ）</td><td rowspan="4">3割

70歳以上で
・ 一定以上の所得者：3割
・ その他：2割
義務教育就学前：2割

※ 一定以上所得者の基準は、
・前年年収383万円以上
・夫婦二人世帯では前年年収520万円以上</td><td>なし</td><td>・ 標準報酬月額×保険料率
〔労使折半〕
・ 標準賞与額×保険料率
〔労使折半〕
※ 保険料率は都道府県により異なります。
※ 子ども・子育て支援金率は0.23%で労使折半</td><td rowspan="3">・ 常時使用されるものは当然の加入となります。
・ 再就職先の事業所（総務係等）が資格取得の手続を行います。</td></tr>
<tr><td>健保組合
共済組合</td><td>組合により異なる</td><td>・ 標準報酬月額×保険料率
（当組合は健康保険料率9.6%、
子ども・子育て支援金率0.23%）
（事業主　：　5.215%
本人　　：　4.615%）
・ 標準賞与額×保険料率
（当組合は健康保険料率9.6%、
子ども・子育て支援金率0.23%）
（事業主　：　5.215%
本人　　：　4.615%）</td></tr>
<tr><td>任意継続</td><td>退職前と同じ</td><td>・ 退職時の標準報酬月額（上限：410千円）×保険料率
（当組合は健康保険料率9.6%、
子ども・子育て支援金率0.23%）
〔全額本人負担〕</td><td>・ 申請受理後の取消はできません。</td></tr>
<tr><td>国民健康保険</td><td>なし</td><td>市町村により異なる。
〔全額本人負担〕</td><td>・ 加入手続については市町村にご確認ください。
・ 通常は退職後14日以内の申請であれば遡及されます。
・ 当組合の資格喪失証明書が必要となる場合があります。</td></tr>
</table>

○　75歳以上の方、及び65歳以上75歳未満で市町村長の障害認定をうけている方で希望する方（但し、海外在住等で後期高齢の該当とならない方は除く）は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。（窓口は都道府県単位の『広域連合』です。）

○　40歳以上の方は基本的に誰でも介護保険の被保険者となります。うち64歳までの方の保険料については、それぞれの健康保険料に介護保険料が加算されます。65歳以上の方の窓口は各市町村です。